

山梨県公報

第二千三百六十号

平成二十五年

十月十日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定(二件)……………六四九
○道路の供用開始(三件)……………六四九

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六五〇
○平成二十五年山梨県准看護師試験の実施……………六五〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六五一
公安委員会
○落札者等の決定について(四件)……………六五二

告示

山梨県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大笠字平基六八七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平基六八七(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字奥山一五〇九の二、一五一〇の一、一五一〇の二、一五一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山一五〇九の二・一五一〇の一・一五一〇の二・一五一六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年十月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府韮崎線	甲斐市龍地字大滝六四〇八番の六地先から 甲斐市龍地字大滝六四三二番の一地先まで	三三〇・〇	平成二十五年十月十日

山梨県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年十月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	甲府市中央四丁目一六番の一地先から 甲府市中央四丁目二番地先まで	八二・〇	平成二十五年十月十日

山梨県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年十月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市大下条字金ノ尾六七五番の九地先から 甲斐市大下条字泉尻五四六番の一地先まで	三四〇・〇	平成二十五年十月十一日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横内 正明

- 申請のあった年月日 平成二十五年九月三十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人スペースふう
 - 代表者の氏名 永井 寛子
 - 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡富士川町天神中条百七十七番地
 - 定款に記載された目的

この法人は、リユース食器のレンタル事業をとおして循環型社会の実現を目指す。併せて、だれもが生き生きと働ける職場環境づくりを行うとともに、行政や他団体との連携を図る中で、地域社会との共生を目指すことを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十五年十月一日から同年十一月三十日まで

● 平成二十五年年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、平成

二十五年年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十六年二月十六日(日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学 池田キャンパス

三 試験方法

筆記試験

四 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第二十三条に

規定する科目

五 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真(出願前六月以内に、脱帽して正面から上半身を撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

七 受験手数料

六千九百円(受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

八 受験願書の配布期間及び場所

平成二十五年十一月十一日(月)から同月二十一日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当(甲府市丸の内一丁目六番一号)において配布する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、

百二十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角型二号)を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛に平成二十五年十一月二十一日(木)までに送付すること。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

2 提出方法

持参し、又は郵送すること。

3 受験願書の受付期間

平成二十五年十二月十六日(月)から同月十七日(火)までの、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による受付を希望する場合は、同月十六日(月)から同月十七日(火)までの消印のあるものを有効とする(簡易書留で送付すること。)

十 その他

詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五―二三―一四八四)に問い合わせること。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十五年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

昭和町清水新居字屋敷前九四二の一、九四二の四、九四二の五、九四二の六、九四二の七、九四二の八、九四二の九、九四二の一〇、九四二の一、九四二の二、九四二の三、九四二の四、九四二の一五、九四二の二六、九四六の四、九四六の八、九四六の三の一部、道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類、位置及び区域

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市篠原四千百八十番一 株式会社泰栄企画 代表取締役 丸山 泰章

公共施設の種類の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市篠原四千百八十番一 株式会社泰栄企画 代表取締役 丸山 泰章

九千八百六十五万八千円
六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十五年六月二十日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年十月十日

一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県警察本部長 真 家 悟

新交通管制システム交通管制卓等整備業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部交通規制課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日
平成二十五年八月十九日

四 落札者の氏名及び住所
日本信号株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

五 落札金額
三千九百九十万円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十五年七月八日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年十月十日

一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県警察本部長 真 家 悟

新交通管制システム交通状況表示板設置業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部交通規制課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日
平成二十五年八月二十日

四 落札者の氏名及び住所
日本信号株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

五 落札金額
二億七千八百二十五万円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十五年七月八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番